

「元京都市立植柳小学校跡地活用事業」及び「西京区総合庁舎整備事業」に係る
 手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地
 において実施されるものに限る。

	元京都市立植柳小学校跡地活用事業	西京区総合庁舎整備事業
令和2年1月29日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)	
2月3日	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始	
2月4日		配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
2月10日		・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口、西京区役所、洛西支所及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
3月2日	・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見2件）	
3月3日	意見書の写しを事業者へ送付	
3月9日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）	・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
(以降)	事業者から意見書に対する見解書の提出	
	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）	
	・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）	
	事業者から配慮書の提出	
	・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口等及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)	

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

